

尾張旭市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和7年2月26日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

定例監査報告書

1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

2 監査の種類

財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による監査のうち、同条第4項の定例監査）

3 監査の対象

原則として、市長公室（秘書課・健康都市推進室及び広報戦略課）に係る令和6年度（令和6年11月30日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、支出した費用に見合う効果を挙げているかどうかという経済性、効率性や所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

5 監査の実施内容

令和6年12月25日から令和7年2月25日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、令和5年度及び6年度における物品の検査について重点的にその状況を確認するとともに、抽出した備品の実査を行った。

6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

(1) 秘書課・健康都市推進室に係るもの

ア 是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）

(ア) 物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和5年度は一部のものにしか実施していなかった。

物品管理事務を適切に実施されたい。

(イ) 尾張旭市決裁規程（昭和37年旭町規程第1号）により、使用料及び賃借料

で100万円を超え、500万円以下であるものの支出負担行為は、部長の専決事項とされているが、公用車賃貸借契約については、その契約額が1,834,800円であるにもかかわらず、課長の専決により契約を締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (ウ) 第20回健康都市連合日本支部大会参加に係る大型バス借上業務において、受託者に請書を提出させたが、委託内容について「別紙仕様書のとおり」と記載があるものの、同書には別紙仕様書が添付されていなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

- (エ) 令和6年度あさびースマイルウォーキング開催業務委託について、コースマップ作成委託一式など当該業務に必要な5項目に係り、消費税を含んだ合計が297,000円であるにもかかわらず、当該合計の下に「≒300,000円」とした上で「御見積金額合計300,000円」とした見積書を提出した者を採用し、契約金額300,000円で契約を締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの（取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）

- (ア) 令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、第20回健康都市連合日本支部大会参加に係る大型バス借上業務及び令和6年度あさびースマイルウォーキング開催業務委託において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

市の方針に沿った事務処理を実施されたい。

- (イ) 本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号）第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、令和6年度公用車賃貸借契約及びWHO・健康都市連合提出用論文等翻訳業務委託は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

- (2) 広報戦略課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

- (ア) 令和6年度広報誌等配達業務委託契約において、契約締結の決裁を得た上で、契約書を2通作成し市側と相手側各自がその1通を保有していたが、市側保有のものには市長印を押印していなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

- (イ) あさびー20周年PR業務委託（一者随契）において、見積依頼者が押印した見積書の写しを提出したにすぎないにもかかわらず、当該写しに記載の額で同者と契約を締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの

令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、尾張旭市ふるさと大使活動業務委託において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

市の方針に沿った事務処理を実施されたい。

定例監査報告書

1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

2 監査の種類

財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による監査のうち、同条第4項の定例監査）

3 監査の対象

原則として、企画部（企画課、人事課及び情報政策課）に係る令和6年度（令和6年11月30日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、支出した費用に見合う効果を挙げているかどうかという経済性、効率性や所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

5 監査の実施内容

令和6年12月25日から令和7年2月25日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、令和5年度及び6年度における物品の検査について重点的にその状況を確認するとともに、抽出した備品の実査を行った。

6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

(1) 企画課に係るもの

ア 是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）

(ア) 物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号。以下「物品管理規則」という。）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。以下同じ。）を令和5年度は実施していなかった。

物品管理事務を適切に実施されたい。

(イ) 平子の森草刈り等業務委託は、契約の相手方が尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されていないにもかかわらず、「令第167条の5第1項及び第167

条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」(尾張旭市契約規則(昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。))第32条第3号)に当たるとして、契約保証金の全部を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの(取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。)

- (ア) 令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、平子の森侵入防止対策整備委託において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

市の方針に沿った事務処理を実施されたい。

- (イ) 本市の随意契約ガイドライン(総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。)により、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、平子の森草刈り等業務委託は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

(2) 人事課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

- (ア) 物品の検査を令和5年度は実施していなかった。また、物品管理規則第9条に規定する備品ラベル(以下「ラベル」という。)が付されていない備品が散見された。

物品管理事務を適切に実施されたい。

- (イ) 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給されるもの(尾張旭市職員の給与に関する条例(昭和36年旭町条例第2号)第12条第1項)であり、その月額、扶養親族たる子については1人につき10,000円である(同条第3項)が、扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における月額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額となる(同条第4項)。

この点、同課は、特定期間にある扶養親族たる子1人がある職員1名について、同条第3項及び第4項の規定により、令和6年4月以降、扶養手当を月額15,000円支給すべきところ、給与システムへの入力誤りにより月額

10,000円を支給し続けていた。

給与支払事務を適切に実施されたい。

- (ウ) 新規採用職員健康診断委託の契約書には、「契約の単価は、別紙のとおりとする。」と記載があるものの、同書には別紙が添付されていなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの

令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、令和6年度既卒者対象求人サイト掲載業務において、代表者印及び代表者名の記載がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

市の方針に沿った事務処理を実施されたい。

- (3) 情報政策課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

- (ア) 物品の検査を令和5年度は一部のものにしか実施していなかった。また、ラベルが付されていない備品が散見された。

物品管理事務を適切に実施されたい。

- (イ) 契約規則第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。しかしながら、L o G o フォームサービス利用契約、L o G o チャット利用契約、A I - O C R L G W A N - A S P サービス契約及び時事通信インターネット行財政サービス使用許諾の契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの

本市のガイドラインにより、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、令和6年度地方公共団体情報システム（第1・第2グループ）の標準化・共通化対応委託業務及びクラウド版IT資産管理システム（L A N S C O P E C l o u d）ライセンス使用許諾は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

定例監査報告書

1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

2 監査の種類

財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査のうち、同条第4項の定例監査）

3 監査の対象

原則として、消防本部（消防総務課、予防課及び消防署）に係る令和6年度（令和6年11月30日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、支出した費用に見合う効果を挙げているかどうかという経済性、効率性や所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

5 監査の実施内容

令和6年12月25日から令和7年2月25日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、行政財産の目的外使用許可に係る事務の状況並びに令和5年度及び6年度における物品の検査の2項目について重点的にその状況を確認するとともに、抽出した行政財産及び備品の実査・現況確認を行った。

6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

(1) 消防総務課に係るもの

ア 是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）

(7) 消防本部・消防署の敷地において、市長から行政財産目的外使用の許可（法第238条の4第7項に規定される許可をいう。）を得ていない電話線及び防犯灯の存在を確認した。

この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされている。

るところ、同課は、電話線及び防犯灯の設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。

- (イ) 物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号。以下「物品管理規則」という。）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。以下同じ。）を令和5年度は一部のものにしか実施していなかった。また、備品のうち5点は所在が分からなかった。さらに、物品管理規則第9条に規定する備品ラベル（以下「ラベル」という。）が付されていない備品が散見された。

物品管理事務を適切に実施されたい。

所在不明の物品
備品No.382～386及び1086 両開書庫 ※ 上記6台のうち、2台（全てラベルが貼られていないため、どの備品番号のものがないか不明。）
備品No.総-1 テレビ 東芝ワイドバズーカ 28W20
備品No.総-2 洗濯機日立全自動洗濯機 NW-70R5
備品No.総-142 カメラ コニカ現場監督28HG デート・ケース付

- (ウ) 尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。しかしながら、富士通IP-Pathfinder S交換機保守及び自家用電気工作物の保安管理業務の契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

- (エ) 法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、地域消防防災施設の行政財産目的外使用に係る使用料について、調定を決議することなく、令和6年6月6日に納入の通知をしていた。

適時適切に調定を決議されたい。

- (オ) 消防本部敷地内剪定委託業務は、契約の相手方が尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されていないにもかかわらず、「令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」（契約規則第32条第3号）に当たるとして、契約保証金の

全部を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (カ) 消防本部敷地内剪定委託業務では、一者との随意契約とすることとし、令和6年7月22日付けで見積書徴取の決裁を受けていた。しかしながら、見積依頼者所定の発注票を同月4日付けで既に同者に送付していた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (キ) 非常用自家発電設備保守委託及び消防庁舎側溝修繕において、受託者に請書を提出させたが、委託・修繕内容について「別紙のとおり」と記載があるものの、同書には別紙が添付されていなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの（取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。）

本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、救命支援システム利用契約業務は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

- (2) 消防署に係るもの

是正改善すべきもの

- (ア) 物品の検査を令和5年度は一部のものにしか実施していなかった。

物品管理事務を適切に実施されたい。

- (イ) 緊急消防援助隊就寝用資機材の購入において、仕様書に「夏用7個（レギュラーモデル4個、ロングモデル3個）」と記載し、二者から見積を徴取したところ、一者が、「レギュラーモデル3個、ロングモデル4個」と記載し、それぞれ当該個数で価格を見積もったもの（98,500円（税抜）。同者の示した単価からすると仕様書どおりのもの（97,500円（税抜））より1,000円高額。）を提出していたにもかかわらず、それを採用し契約を締結していた。

また、契約の相手方は仕様書どおり「レギュラーモデル4個、ロングモデル3個」を納品したが、受領した納品書及び請求書の内訳は「レギュラーモデル3個、ロングモデル4個」で、単価及び総価が見積どおりとなっていたにもかかわらず、検収し、支払っていた。

契約及び支払事務を適切に実施されたい。